

わんわんレポート

令和4年4・5月号 No.403

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

Mari Torigoe

川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき
川崎市中原区上平間1700番地8
電話 044-589-7137

アニマモール



～令和4年4月1日付けで動物愛護センター職員の異動がありました～

☆お世話になりました

所長(獣医師) 福田 依美子 担当(獣医師) 上原 健
担当(獣医師) 山本 義明 担当(獣医師) 戸田 素弘



☆よろしくお祈いします

所長(獣医師) 金子 亜裕美 担当(獣医師) 駒根 綾子
担当(獣医師) 毛利 広之 担当(獣医師) 坂川 まり菜

～関係各部署の動物行政担当者について～

☆一部異動がありましたので、改めて紹介します。

健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当	課長補佐	江口 麻樹	担当	土井 啓誠
			担当	兵頭 彩音
川崎区役所地域みまもり支援センター衛生課	係長	佐野 孝祐	担当	岡本 修太
			担当	新田 礼子
幸 区役所地域みまもり支援センター衛生課	係長	肥後 美千代	担当	本田 友美
中原区役所地域みまもり支援センター衛生課	係長	関本 容子	担当	高橋 麻弓子
高津区役所地域みまもり支援センター衛生課	課長補佐	鳥羽山 明美	担当	松田 紫恵
			担当	菊池 由莉子
宮前区役所地域みまもり支援センター衛生課	係長	仲林 陽子	担当	掛川 由紀
多摩区役所地域みまもり支援センター衛生課	課長補佐	大塚 晃	担当	及川 綾香
麻生区役所地域みまもり支援センター衛生課	係長	占部 真美子	担当	望月 香帆里

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です。

◆犬の登録について

生後90日を過ぎたら、生涯1回の登録が必要です。お住まいの区の地域みまもり支援センター衛生課で登録の申請をしてください(手数料3,000円)。登録後、犬鑑札が交付されます。引っ越しした場合等には移転先の市区町村窓口への届け出が必要となります。

◆狂犬病予防注射について

飼い犬には、年に一度、狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。注射後、お住まいの区の地域みまもり支援センター衛生課にて注射済票の交付を申請してください(手数料550円)。

※市内狂犬病予防注射済票交付動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合は、その場で注射済票が即時交付されます。(登録も併せてできます)



★犬鑑札及び注射済票の犬への装着は義務です！

飼い犬が迷子になったり、思わぬ災害で離ればなれになってしまった場合にも、飼い主の方の氏名、住所、連絡先を調べることができます。大切な飼い犬を守るためにも、犬鑑札及び注射済票を必ず犬に装着してください。



マイクロチップの装着・登録について

～令和4年6月から新たな制度が始まります～

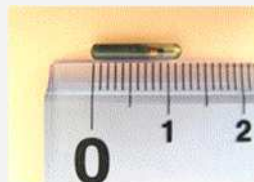
令和4年6月1日から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されます。つまり、ブリーダーやペットショップ等で購入した犬や猫にはマイクロチップが装着されており、飼い主になる際には、ご自身の飼い主の情報に変更する必要があります。

マイクロチップってどんなもの？

- マイクロチップは、直径1.2mm×長さ8mm程度の円筒形で、世界で唯一の15桁の数字（ISO規格の個体識別番号）が記録された電子標識器具です。
- 動物病院や動物愛護センターで、番号を専用のリーダー（読み取り器）を使って読み取り、データベースで検索することにより、あらかじめ登録された飼い主情報を確認することができます。
- マイクロチップは電池交換などは必要なく、一度動物に埋め込めば一生交換する必要のない身元証明になります。
- 鑑札や迷子札と異なり、体の中に埋め込まれるものなので、外れてなくなってしまう心配がほとんどありません。一方で、マイクロチップは体内に埋め込まれ、専用のリーダーがないと情報を確認することができないといった弱点もあるため、鑑札や迷子札と併せて装着することが大切です。
- 迷子、震災など非日常の事態でも、鑑札・迷子札だけでなくマイクロチップの装着・登録を行ってれば、ペットが飼い主のもとに帰ることができる可能性が高くなります。

マイクロチップの装着について

- 装着は獣医療行為なので必ず獣医師が行います。
- 専用の注射器で皮下に装着します。犬や猫の場合、肩甲骨のあたりに装着します。
- 犬は生後2週齢、猫は4週齢から装着できます。
- 痛みは通常の注射と同じくらいと言われています。
- 費用は数千円で、病院によって異なります。お近くの動物病院へお問い合わせください。



（公益社団法人日本獣医師会発行リーフレットから一部引用）

既に民間登録団体(AIPO、Fam、JKCなど)に登録がお済みの方へ

令和4年6月1日から、環境省のマイクロチップ登録サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」の運用が始まります。

これまでに民間登録団体（AIPO、Fam、JKCなど）に登録をしている飼い主の方は、令和4年5月31日までに「移行登録サイト」にアクセスし、手続きを行えば、**無料で**環境省のサイトに移行登録することができます。登録は、以下のQRコードから手続きを進めてください。



手続きはこちら

お問合せ
公益社団法人日本獣医師会
電話 03-6384-5320
メール infomc@nichiju.or.jp

マイクロチップが装着されていても、飼い主情報の登録を忘れていたり、古い情報（住所、電話番号など）のまま登録されていたりすると、ペットが迷子になったときにおうちに帰れない可能性があります。マイクロチップ装着後は必ず飼い主情報を登録し、登録情報に変更があった場合には、速やかに更新しましょう。

マイクロチップが入っていても…



マイクロチップの装着・登録等に関するQ&A
（環境省サイト）